

住民票の写し等の交付制度に関する主な要望について

内容	件数	備考
申請者/請求事由の限定	1件	個人情報保護意識の高まりを踏まえ、住民基本台帳の原則公開を見直し、住民票の写し等を交付請求できる者の範囲や交付請求事由を、真に必要と考えられる範囲に限定すること。(大阪府)
手続の厳格化 (8士業の請求事由の明示)	2件	住民票の写し及び戸籍謄本等の交付に関して、行政書士等の一定の資格者からの職務上の請求についても、請求に対する審査を厳重に実施できるよう、請求事由の明示を義務づけること。(愛知県) 行政書士等の資格者(以下「8士業」という。)に対しても交付請求事由を明らかにさせること。(大阪府)
罰則強化	2件	住民票等の不正取得について、個人情報保護に対する住民の意識も高まっている中、単なる行政上の秩序罰に過ぎない過料のみでは不十分ではないかとの議論もあるところであるので、刑罰化することについても検討されることを提言する。(兵庫県) 不正請求により一層厳格に対応するため、刑事罰を設けるなど罰則を強化すること。(大阪府)
その他	1件	住民票の写し等の交付請求書に記載された交付請求者氏名等の情報を、被交付請求者に開示することができるよう必要な規定を設けること。(大阪府)